

入 札 説 明 書

中部地方整備局岐阜国道事務所の「平成21年度 475号山県市西深瀬地区物件調査」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 平成22年2月5日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 沓掛 敏夫

岐阜県岐阜市茜部本郷 1 - 3 6 - 1

3. 業務の概要

(1) 業 務 名 平成21年度475号山県市西深瀬地区物件調査（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は、一般国道475号(東海環状自動車道)新設工事に必要な土地について、物件調査を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地調査

・打合せ協議	1 業務
・現地踏査	1 業務
・木造建物 A 70 m ² 以上 130 m ² 未満 予備調査無	2 棟
・木造建物 A 130 m ² 以上 200 m ² 未満 予備調査無	3 棟
・木造建物 A 200 m ² 以上 300 m ² 未満 予備調査無	6 棟
・木造建物 A 300 m ² 以上 450 m ² 未満 予備調査無	3 棟
・非木造建物 B(構造計算無) 200 m ² 以上 400 m ² 未満 予備調査無 区分イ	2 棟
・非木造建物 B(構造計算無) 200 m ² 未満 予備調査無 区分八	10 棟
・非木造建物 B(構造計算無) 200 m ² 以上 400 m ² 未満 予備調査無 区分八	1 棟
・非木造建物 B(構造計算無) 1000 m ² 以上 1500 m ² 未満 予備調査無 区分八	1 棟
・機械設備 B 200 m ² 以上 400 m ² 未満 予備調査無 0.2 台未満	1 事業所
・機械設備 B 600 m ² 以上 1000 m ² 未満 予備調査無 0.2 台未満	1 事業所
・附帯工作物(住宅 C) 予備調査無	5 戸
・附帯工作物(農家 A) 予備調査無	4 戸
・附帯工作物(農家 B) 予備調査無	5 戸

・ 附帯工作物(工場等) 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	予備調査無	1 箇所
・ 附帯工作物(工場等) 2000 m ² 以上 4000 m ² 未満	予備調査無	1 箇所
・ 立竹木(用材林) 傾斜地		85.15 千m ²
・ 建物の残地移転要件の該当性の検討		2 権利者
・ 残地内(照応建物)の設計案の作成等		2 案
・ 営業調査・算定 営業 B		1 事業所
・ 動産調査(工場) 1000 m ² 以上 1500 m ² 未満		1 事業所
・ 動産調査(倉庫) 1500 m ² 以上 2000 m ² 未満		1 事業所
・ 通損算定(移転雑費)		2 所有者
・ 通損調査算定(仮住居不要)		1 4 世帯
・ 営業調査等を伴わない事業者		1 事業者
・ 営業調査等を伴う事業者(営業補償対象者)		1 事業者

(4) 履行期限 平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

(5) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「電子入札情報」 - 「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・ 受付窓口：国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課

〒 500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1 - 3 6 - 1

TEL 058-271-9812 FAX 058-271-0214

まで持参により提出すること。

・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 物件調書等
- ・ 電子成果品

4 . 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における補償関係コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合。

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1) に掲げる平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表 を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、岐阜国道事務所管内に技術者が 1 名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

なお、岐阜国道事務所管内とは、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪

之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村及び可児郡御嵩町である。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号、以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務。
なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

(4) 配置予定技術者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録申請書の写し又は登録追加申請書の写し、若しくは補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定、以下「実施規程」という。）第 20 条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表 の日を予定する。

- ・ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者。
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第 3 条に掲げる物件部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(5) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務。なお、別業務の場合は、それぞれについて資料を提出すること。

類似業務：上記以外の登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

(6) 配置予定技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

平成 22 年 2 月 15 日現在、主任担当者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。

なお、全ての手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる部分の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は実施規程第 3 条に掲げる物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

5 . 担当部局

〒 500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷 1 - 3 6 - 1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所

経理課：契約手続きに関すること。

電 話 058-271-9812 F A X 058-271-0214

メールアドレス：keigifu@cbr.mlit.go.jp

用地第二課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電 話 058-271-9834 F A X 058-271-3175

メールアドレス：sakakibara-m85aa@cbr.mlit.go.jp

6．競争参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式 - 1) 及び「資料」(別記様式 - 2 ~ 7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(別記様式 - 8 ~ 1 0) をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat7.0 以下
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル LZH 形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が 3 MB を超える場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は電送で提出すること。郵送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

郵送又は電送する旨の表示

郵送又は電送する書類の目録

郵送又は電送する書類のページ数

発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送 (書留郵便に限る。) すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間：別表 のとおり。
- ・ 提 出 先：5 . と同じ。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を岐阜国道事務所入札・契約手続運営委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表 の日を予定する。

(5) その他

競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。

提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5 . と同じ。

7 . 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

(2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日 (休日を含まない。) 以内に、書面 (様式は自由) により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局岐阜国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により行う。

(4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所： 5 . と同じ。

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

8 . 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の (2) 総合評価の方法によって得られた数値 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価 (企業)

2) 基本事項評価 (技術者)

3) 技術提案書

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 60 点とする。

総合評価は、入札者の申込みに係る上記 により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値 (評価値) をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10 % を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

基本事項 (企業) について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	中部地方整備局 (港湾空港関係を除く) が発注した同種業務の実績がある。	5	
	上記以外の同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、3 件の業務のうち 1 件でも類似業務又は業務成績評定の対象外の業務がある場合、及び業務成績が 3 件に満たない場合は成績の平均を 1 つ下のランクとして評価する。 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務 (業務		5

	成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。		
	75 点以上	5	
	70 点以上 75 点未満	3	
	65 点以上 70 点未満	1	
	60 点以上 65 点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	岐阜国道事務所管内に本社(店)を有する。	5	
	岐阜国道事務所管内に支社(店)、営業所等を有する。	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月。 イ) 文書注意後 2 ヶ月。 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月。		0
	処分を受けていない。	0	
	処分を受けている。	- 5	

基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した同種業務の実績がある。	5	
	上記以外の同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 なお、3 件の業務のうち 1 件でも類似業務又は業務成績評定の対象外の業務がある場合、及び業務成績が 3 件に満たない場合は成績の平均を 1 つ下のランクとして評価する。 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。		5

	75 点以上	5	
	70 点以上 75 点未満	3	
	65 点以上 70 点未満	1	
	60 点以上 65 点未満	0	
地域精通度	過去 10 年間の当該事務所周辺での経験を以下のとおり評価する。		5
	岐阜国道事務所管内における業務経験を有する。	5	
	岐阜県内における業務経験を有する。	3	
	上に該当しない。	0	

技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	15

（５）技術点の付与

○加算点枠を有効に活用し、より質の高い技術提案の提出を求めるため、評価基準に基づき評価した技術点の合計点を次の方法により換算し付与する。

絶対値評価の最上位者に満点（60 点）を付与し、次順位以降の者には、以下により技術評価点を付与

$$\text{技術評価点} = \text{取得した絶対値評価} \times (60 / \text{最上位者の絶対評価値})$$

９．入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

（１）質問は、文書（書式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び F A X 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付先：５．と同じ。

質問の受付期間：別表のとおり。

（２）質問に対する回答は、質問を受理した日から 5 日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

閲覧場所：岐阜国道事務所 2 階 閲覧室

閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

10．入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表 のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により岐阜国道事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表 のとおり。

11 . 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、場合によっては 3 回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、随意契約には移行しない。

12 . 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13 . 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14 . 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得に

において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて４．に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (１) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針の技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

15．落札者の決定方法

- (１) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記８（１）により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第 29 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

- (２) 予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- (３) 予決令第 86 条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「低入札価格調査情報」 - 「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。

- (１) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の 及び を実施するものとする。なお、 により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上の業務における主任担当者の経験を有する技術者を、配置予定主任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完成するまでとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と(1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日(休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日

(休日 は含まない。) 以内に書面により行う。

(3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・ 受付場所 : 5 . と同じ。

・ 受付時間 : 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

18 . 再苦情申立て

(1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日 (休日 を除く。) 以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・ 中部地方整備局 主任監査官 (契約管理官・技術開発調整官)

・ 電話 052-953-8113 (直通) 内線 2114 (2222・3120)

・ 時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

19 . 手続きにおける交渉の有無 無。

20 . 契約書作成の要否

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

21 . 支払条件

前金払 有。

22 . 火災保険付保の要否 否。

23 . 関連情報を入手するための照会窓口 5 . と同じ。

24 . 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添 (A 4 判) のとおりとし、文字サイズは 10 ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添 (様式 - 1) により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式 - 2 ～ 7 ）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の補償コンサルタント登録の状況等、中立性・公平性、業務拠点	・入札参加希望者の補償関係コンサルタント登録の状況等について記載する。 ・入札参加希望者間の資本的・人的関係の有無を記載する。 ・岐阜国道事務所管内の業務拠点を記載する。 ・営業拠点の所在地を証するものを添付すること。（パンフレット等。） ・記載様式は様式 - 3 とする。
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	・入札参加希望者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績について記載する。 ・記載する業務は平成 11 年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3 件とする。 ・記載様式は様式 - 4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
配置予定主任担当者の経歴等、地域精通度	・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は平成 22 年 2 月 15 日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・過去 10 年間の当該事務所周辺での業務実績について、1 件記載する。なお、業務実績は発注機関を問わない。 ・当該事務所周辺での業務実績が確認できる書類の写しを提出すること。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成 11 年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3 件とする ・記載様式は様式 - 6 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

	・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は実施規程第 3 条に掲げる物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式 - 7 とする。
--	---

業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式 - 8 ～ 10）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
実施方針	・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式 - 9 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式 - 10 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。

25. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
岐阜国道事務所経理課 電話058-271-9812 へ連絡すること。

別表

	競争参加資格確認通知の日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日
	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成 2 2 年 2 月 6 日から 平成 2 2 年 2 月 1 5 日までの 10 時から 16 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成 2 2 年 2 月 6 日から 平成 2 2 年 2 月 1 5 日までの 10 時から 16 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札書の受付期間	平成 2 2 年 3 月 1 日 10 時 00 分から 平成 2 2 年 3 月 2 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	開札の日時及び場所	平成 2 2 年 3 月 3 日 1 1 時 0 0 分 岐阜国道事務所入札室